

若者定住応援住宅の入居者募集

◆若者定住応援住宅とは

空家を活用し、町外の方や町内の借家に住んでいる方が、自らの住居として15年間以上継続して定住した場合に住宅などを贈与するものです。

*土地および建物は現状での引き渡しになりますので、リフォームなどに係る費用および定住に係る費用は申込者の負担となります。

【申込資格】

- ①奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または子ども（中学生以下）がいる世帯。

【申込受付期間】

仮申込み：12月5日（木）から20日（金）の午後5時まで

内見期間：12月23日（月）の午後5時まで

本申込み：12月26日（木）の午後5時まで

・申込みについては、仮申込み後必ず内見をして頂いたのち本申込みをお願いします。

【入居予定日】 令和7年1月下旬以降

【募集物件情報】

所在地：奥多摩町氷川1309番地1
（奥多摩駅から車で4分）

建 物：木造瓦葺2階建（床面積95.23㎡）

募集戸数：1戸

住宅使用料：13,000円/月



【申込書配布場所】 若者定住推進課（役場1階）・古里出張所（子ども家庭支援センター）

【注意点】 *申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。

*募集要項および申込用紙については、町ホームページでも掲載しています。

*申し込み資格については、様々な条件がありますのでよくお確かめください。

空家等活用促進事業交付金をご活用ください

町では、町内において空家になる予定の土地や建物を所有の方、空家や空地などの管理などが負担になっている方のご相談を受け付けております。また、空家の活用に対し「奥多摩町空家等促進事業交付金」の制度があります。ぜひ、ご活用ください。

【奥多摩町空家等促進事業交付金】

- ・町に寄付した場合 最大200万円
- ・空家バンクなどに登録した場合 10万円から75万円
- ・空家の解体を行った場合 最大50万円

町に空家などを寄付していただいた場合や、空家バンクに登録される場合などは、一定の条件がありますのでお気軽にご相談ください。



※このページの内容の申し込み、問い合わせは、若者定住推進課 ☎ 83-2310